

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-005 事件

競技者氏名： X

競技種目： 陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 11 月 17 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

委員長 早川 吉尚

早川吉尚

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 11 月 17 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 27 年 11 月 17 日

早川 吉尚 早川吉尚

塚越 克己 塚越克己

目崎 登 目崎登

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2015 北海道マラソンにおける競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.2 項、同 10.2.2 項、同 10.5.1.1 及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 10 月 6 日より 8 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成27年8月30日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質メチルエフェドリンは、2015年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S6. 興奮薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2015北海道マラソンにおける競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当するところ、本件の違反が意図的に行われた旨の主張・立証は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）からなされなかった。したがって、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項に従い、資格停止期間は原則として2年間となる。
- ・その上で、本規程10.4項又は10.5.1.1項の定めに基づき、例外的に資格停止期間が取消し又は短縮されるか否かを検討するに、上記禁止物質が体内に摂取された具体的な経路については、競技者が本件競技会前の合宿期間中に体調不良（鼻水・鼻づまり）となったことから、その治療のために平成27年8月20日にドラッグストアから購入し、同8月22日（競技会の8日前）まで服用していた市販の総合感冒薬に上記禁止物質が含まれていたといったものであることが、競技者本人の証言及び陳述書、並びに、当該総合感冒薬の購入記録から、合理的に推認できる。
- ・その上で、競技者は、当該ドラッグストアの「薬品カウンセラー」に、自らが陸上選手であり、ドーピングフリーの風邪薬を選定して欲しい旨を伝えたにもかかわらず、当該薬を勧められたという経緯があったとも主張している。しかし、そのような事情があったとしても、当該薬にはメチルエフェドリンを含有することが日本語で記載されているところ、その記載を見落として当該薬を安易に服用したということであれば、そこに一定の過失を見出さざるを得ない。そしてそのことは、競技者が外国籍であり日本語の理解に限界があったという本件特有の事実をもってしても、（当該薬の含有成分の記載につき日本語を理解する他の関係者に確認を求めることができる以上）全く否定するわけにはいかない。
- ・したがって、過誤又は過失が全く無かったと認めることはできない。もっとも、その過失の程度は重大なものとはいえず、本件においては本規程10.5.1.1項が適用される。
- ・以上の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることからすれば、本規程10.2.1.2項及び同10.2.2項、並びに、本規程10.5.1.1項の定めに基づき、競技者を8ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
- ・本件では、競技者に対し、JADA担当者による平成27年10月6日の通知以来、本決定に至るまで、本規程7.9.2項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年11月17日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.11.3.1

項により、資格停止期間の開始日は同年10月6日とする。
以上より、上記の決定をするに至った。

以 上